

丹沢大山保全緊急対策検討委員会運営要領

(名称)

第1条 本会は、丹沢大山保全緊急対策検討委員会（以下「委員会」と称する。

(目的)

第2条 委員会は、清川村堂平における林内傾斜地の表面土壌浸食に緊急に対応する新手法の開発及び新手法を含んだ総合的流域保全構想案とその策定ガイドラインを提案する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、関係分野の学識経験者及びNPO団体等により構成する。

(所掌)

第4条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 表面土壌浸食対策の新手法を開発し提案すること。
- (2) 塩水川地区の流域総合保全構想を提案すること。
- (3) 流域総合保全構想策定ガイドラインを提案すること。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を行う。

(意見聴取等)

第6条 委員会は、必要と認める場合、委員以外の出席を求め、意見聴取及び資料提供等の必要な措置を講ずることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、神奈川県自然環境保全センターと丹沢大山保全緊急対策業務受注者で構成し、庶務を行う。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。